

沖縄県内水面漁場管理委員会指示21第1号

沖縄県の内水面におけるリュウキュウアユの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成21年9月11日

沖縄県内水面漁場管理委員会
会長 嘉 数 清

（採捕水域の制限）

第1 沖縄県名護市以北の内水面及び河口付近（河口中央より半径3キロメートル以内の海域をいう。）において、リュウキュウアユを採捕してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が、沖縄県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 試験及び研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖又は養殖のための種苗生産に供しようとする者
- (3) 保護のために採捕しようとする者
- (4) 特に必要と認められる者

（承認申請）

第2 第1のただし書の承認を受けようとする者は、リュウキュウアユ採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を得なければならない。

（承認内容の変更）

第3 第1のただし書の承認を受けた者が、承認の内容（採捕する尾数、採捕期間、採捕する場所並びに使用する漁具及び漁法）を変更しようとするときは、リュウキュウアユ採捕承認変更申請書（第2号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第4 委員会は、第1のただし書又は第3の規定により承認をしたときは、その申請者にリュウキュウアユ採捕承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の書換え交付の申請）

第5 第1のただし書又は第3の承認を受けた者は、その住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）に変更が生じたとき、又は採捕に従事する者の住所及び氏名に変更が生じたときは、速やかに、リュウキュウアユ採捕承認証書換交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の再交付の申請）

第6 第1のただし書又は第3の承認を受けた者が、承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにリュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の書換え交付及び再交付)

第7 委員会は、次に掲げる場合には、遅滞なく、承認証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第5の規定による書換え交付の申請があったとき。
- (2) 第6の規定による再交付の申請があったとき。

(承認証の携帯)

第8 第1のただし書の承認を受けた者は、リュウキュウアユを採捕しようとする場合、承認証を携帯しなければならない。

(報告書の提出)

第9 第1のただし書の承認を受けた者は、承認期間が満了した月の翌月末日までに、リュウキュウアユ採捕実績報告書(第6号様式)を委員会に提出しなければならない。

(所持及び販売の禁止)

第10 何人も第1のただし書の承認を受けないで採捕されたリュウキュウアユ(これよりふ化した稚仔魚及び当該アユの加工品を含む。)の所持及び販売をしてはならない。

(制限又は条件)

第11 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の承認をするに当たり、当該承認に制限又は条件を付することができる。

第12 第1のただし書の承認を受けた者は、採捕したリュウキュウアユを承認を受けた目的以外の用途に供してはならない。

(承認の変更、取消し又は採捕停止等)

第13 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるとき又は第1のただし書の承認を受けた者がこの指示に違反したときは、承認の内容を変更し、取り消し又は採捕を停止させることができる。

(電子情報処理組織による手続等)

第14 委員会は、この指示の規定により行わせ又は行うこととしている手続等については、電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をするもの又は処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせ、又は行うことができる。この場合において、行われた手続等については、この指示の規定に規定する書面等により行われたものとみなす。

(委任)

第15 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いは、別に定めるリュウキュウアユの採捕承認申請の取扱い要領による。

(指示の有効期間)

第16 この指示の有効期間は、平成21年9月12日から平成24年9月30日までとする。